

警備業の事務取扱いに関する訓令

[最終改正 令和7.12.12 京都府警察本部訓令第29号]

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 受理手続（第2条－第4条）

第3章 認定及び届出の手続（第5条－第18条）

第3章の2 検定の手続（第19条－第32条）

第4章 警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の手続（第33条－第35条）

第5章 警備員指導教育責任者資格者証及び機械警備業務管理者資格者証の交付手続（第36条－第39条）

第6章 雑則（第40条－第52条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）、警備業法施行令（昭和57年政令第308号。以下「令」という。）、警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号。以下「府令」という。）、警備業の要件に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第1号）、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習等規則」という。）、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）及び警備員教育を行う者等を定める規程（平成8年国家公安委員会告示第21号。以下「規程」という。）に基づく事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 受理手続

（受理事務）

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、次に掲げる申請書又は届出書等の提出を受けたときは、必要事項の記載漏れ及び必要な添付書類の有無を確認しなければならない。この場合、速やかに申請書又は届出書等を受理したことを生活安全企画課長に連絡し、受理年月日及び受理番号の通知を受け、当該申請書又は届出書等の所定欄に記入しなければならない。

- (1) 法第5条第1項の規定による認定申請書及び法第7条第4項において準用する第5条第1項の規定による認定更新申請書
- (2) 府令第11条第1項の規定による営業所設置等届出書
- (3) 府令第15条第1項の規定による警備業廃止届出書
- (4) 府令第17条第1項の規定による法第11条第1項変更届出書
- (5) 府令第21条第1項の規定による法第11条第3項変更届出書
- (6) 府令第21条第1項及び第56条第1項の規定による都道府県内廃止届出書
- (7) 府令第28条第1項の規定による服装届出書
- (8) 府令第28条第1項の規定による護身用具届出書
- (9) 府令第32条第1項の規定による服装変更届出書及び護身用具変更届出書

- (10) 府令第42条第1項の規定による警備員指導教育責任者資格者証交付申請書及び同令第63条第1項において準用する第42条第1項の規定による機械警備業務管理者資格者証交付申請書
- (11) 府令第43条第1項の規定による警備員指導教育責任者資格者証書換え申請書及び同令第63条第1項において準用する第43条第1項の規定による機械警備業務管理者資格者証書換え申請書
- (12) 府令第43条第3項の規定による警備員指導教育責任者資格者証再交付申請書及び同令第63条第1項において準用する第43条第3項の規定による機械警備業務管理者資格者証再交付申請書
- (13) 府令第53条第1項の規定による機械警備業務開始届出書
- (14) 府令第56条第1項の規定による機械警備業務変更届出書
- (15) 講習等規則第4条第1項の規定による警備員指導教育責任者講習受講申込書及び同規則第13条において準用する第4条第1項の規定による機械警備業務管理者講習受講申込書
- (16) 講習等規則第7条第2項の規定による警備員指導教育責任者講習修了証明書再交付申請書及び講習等規則第12条第2項の規定による機械警備業務管理者講習修了証明書再交付申請書
- (17) 検定規則第9条の規定による検定申請書
- (18) 検定規則第12条第1項の規定による成績証明書書換え申請書
- (19) 検定規則第12条第2項の規定による成績証明書再交付申請書
- (20) 検定規則第14条の規定による合格証明書交付申請書
- (21) 検定規則第15条第1項の規定による合格証明書書換え申請書
- (22) 検定規則第15条第3項の規定による合格証明書再交付申請書
- (23) 検定規則附則第10条の規定による審査申請書

2 電子情報処理組織による申請又は届出が行われた場合は、申請者又は届出者が登録を行つた電磁的記録を紙で出力することとし、当該出力用紙を申請書又は届出書とみなすものとする。
(受理番号簿)

第3条 生活安全企画課長は、署長から申請書又は届出書等の提出があつた旨連絡を受けたときは、次に掲げる受理番号簿に受理番号等を記録しなければならない。

- (1) 認定申請書にあつては、警備業認定申請書受理番号簿（別記様式第1）
- (2) 認定更新申請書、営業所設置等届出書、警備業廃止届出書、法第11条第1項変更届出書、法第11条第3項変更届出書、府令第21条第1項の規定による都道府県内廃止届出書、服装届出書、護身用具届出書、服装変更届出書及び護身用具変更届出書にあつては、警備業関係申請（届出）書受理番号簿（別記様式第2）
- (3) 警備員指導教育責任者資格者証交付申請書及び機械警備業務管理者資格者証交付申請書にあつては、警備業関係資格者証交付申請書受理番号簿（別記様式第3）
- (4) 警備員指導教育責任者資格者証書換え申請書、機械警備業務管理者資格者証書換え申請書、警備員指導教育責任者資格者証再交付申請書及び機械警備業務管理者資格者証再交付申請書にあつては、警備業関係資格者証再交付等申請書受理番号簿（別記様式第4）
- (5) 機械警備業務開始届出書並びに府令第56条第1項の規定による都道府県内廃止届出書及び機械警備業務変更届出書にあつては、機械警備業関係届出書受理番号簿（別記様式第5）

- (6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書及び機械警備業務管理者講習受講申込書にあつては、警備業関係講習受講申込書受理番号簿（別記様式第6）
- (7) 警備員指導教育責任者講習修了証明書再交付申請書及び機械警備業務管理者講習修了証明書再交付申請書にあつては、警備業関係講習修了証明書再交付申請書受理番号簿（別記様式第7）
- (8) 検定申請書にあつては、検定申請書受理番号簿（別記様式第7の2）
- (9) 合格証再交付申請書及び合格証書換え申請書にあつては、合格証再交付等申請書受理番号簿（別記様式第7の3）
- (10) 成績証明書書換え申請書及び成績証明書再交付申請書にあつては、成績証明書再交付等申請書受理番号簿（別記様式第7の4）
- (11) 合格証明書交付申請書にあつては、合格証明書交付申請書受理番号簿（別記様式第7の5）
- (12) 合格証明書書換え申請書及び合格証明書再交付申請書にあつては、合格証明書再交付等申請書受理番号簿（別記様式第7の6）
- (13) 審査申請書にあつては、審査申請書受理番号簿（別記様式第7の7）

第4条 削除

第3章 認定及び届出の手續

（認定申請書の受理）

第5条 署長は、法第5条第1項に規定する認定申請書（府令別記様式第1号）を受理した場合において、次の各号に掲げる事項を調査し、所定の要件を具備していると認めるときは、意見を認定申請進達書（別記様式第8）に記載するとともに、当該進達書に当該認定申請書及び添付書類を添えて、速やかに警察本部長（以下「本部長」という。）に進達（生活安全企画課長経由。以下同じ。）しなければならない。

- (1) 申請書及び府令第4条第1項各号に規定する書類は、所定の事項を具備し、その内容は事実と相違ないか。
- (2) 法第3条各号に規定する警備業の要件のいずれかに該当していないか。
- (3) 法第13条に規定する名義貸しの規定に違反しないか。

（認定の通知及び警備業認定台帳の作成）

第6条 生活安全企画課長は、警備業の認定があつたときは、認定申請を進達した署長に連絡するとともに、警備業認定台帳（別記様式第9）を作成し、認定申請を進達した署長に送付しなければならない。

2 署長は、前項の認定の連絡を受けたときは、申請者に通知しなければならない。

（不認定処分通知書の交付）

第7条 生活安全企画課長は、警備業の認定がなかつたときは、府令第6条の規定により理由を付した不認定処分通知書（別記様式第11）を作成し、認定申請を進達した署長に送付しなければならない。

- 2 署長は、前項の不認定処分通知書の送付を受けたときは、認定申請書の写しにその旨を記載し、申請者に通知の上、速やかに交付しなければならない。
- 3 署長は、前項の不認定処分通知書を交付するときは、警備業通知書等交付簿（別記様式第10）に必要事項を記載し、申請者に署名等を求めなければならない。

第8条 削除

第9条 削除

(認定の有効期間の更新)

第10条 署長は、法第7条第4項に規定する認定更新申請書（府令別記様式第1号）を受理した場合において、第5条に掲げる事項を調査し、更新相当と認めるときは、警備業認定台帳を整理しなければならない。

2 署長は、前項の場合において、申請に係る認定の有効期間の更新について疑義があるとき又は不更新とするべき理由があるときは、その理由及び意見を認定更新申請進達書（別記様式第8）に記載し、当該進達書に認定更新申請書及び添付書類を添えて、速やかに本部長に進達しなければならない。

3 生活安全企画課長は、前項の規定による進達に係る申請について更新があつたときは、警備業認定台帳を整理し、進達した署長に連絡しなければならない。

(認定更新の通知等)

第11条 署長は、前条第1項の規定により更新相当と認めるときは、速やかに申請者に通知しなければならない。

2 署長は、前条第3項の規定による連絡を受けたときは、前項の規定に準じて処理しなければならない。

(認定不更新処分通知書の交付)

第12条 生活安全企画課長は、第10条第2項の規定による進達に係る申請について、認定の有効期間が更新されなかつたときは、警備業認定台帳を整理の上、府令第10条の規定により、理由を付した認定不更新処分通知書（別記様式第11）を作成し、認定更新申請を進達した署長に送付しなければならない。

2 署長は、前項の認定不更新処分通知書の送付を受けたときは、認定更新申請書の写し及び警備業認定台帳を整理し、第7条第3項の規定に準じて処理しなければならない。

(法第12条に規定する届出書)

第13条 署長は、法第12条第1項及び第2項に規定する死亡等による法第12条届出書（府令別記様式第8号の2）の提出があつたときは、届出書を提出すべきこととなつた事由及び当該事由の発生年月日を確認するとともに、警備業認定台帳又は警備業届出業者台帳（別記様式第14）を整理しなければならない。

(営業所設置等届出書の受理及び警備業届出業者台帳の作成)

第14条 署長は、府令第11条第2項に規定する営業所設置等届出書（府令別記様式第4号）を受理した場合において、次の各号に掲げる事項を調査し、所定の要件が具備されていると認めるときは、警備業届出業者台帳を作成しなければならない。この場合において、当該営業所設置等届出書の内容が新たに営業所を設け、かつ、当該営業所を主たる営業所とするものであるときは、警備業認定台帳を作成し、当該届出が京都府内（以下「府内」という。）に営業所を設けないものであるときは、警備員の派遣先、人員及び期間を警備業届出業者台帳の参考事項欄に記載しなければならない。

(1) 届出書及び府令第13条に規定する書類は、所定の事項を具備し、その内容は事実と相違ないか。

(2) 法第22条第1項に規定する警備員指導教育責任者を選任しているか。

(服装届出書及び護身用具届出書)

第15条 署長は、府令第28条第1項に規定する服装届出書（府令別記様式第9号）及び護身用具届出書（府令別記様式第10号）を受理した場合において、次の各号に掲げる事項を調査し、所定の要件が具備されていると認めるときは、警備業認定台帳又は警備業届出業者台帳を整理しなければならない。

- (1) 届出書は、所定の事項を具備し、その内容は事実と相違ないか。
- (2) 府令第30条に規定する当該服装及び護身用具の種類ごとの写真が添付してあるか。
- (3) 服装については、警察官又は海上保安官の制服と明確に識別できるものであるか。
- (4) 護身用具については、警備業者等に対する護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則（昭和47年京都府公安委員会規則第8号）に違反しないか。

(機械警備業務開始届出書の受理及び機械警備業者台帳の作成)

第16条 署長は、府令第53条第1項に規定する機械警備業務開始届出書（府令別記様式第18号）を受理した場合において、次の各号に掲げる事項を調査し、所定の要件が具備されていると認めるときは、機械警備業者台帳（別記様式第15）を作成しなければならない。

- (1) 届出書及び府令第55条各号に規定する書類は、所定の事項を具備し、その内容は事実と相違ないか。
- (2) 法第42条第1項に規定する機械警備業務管理者を選任しているか。

(廃止届出書)

第17条 署長は、府令第15条第1項に規定する警備業廃止届出書（府令別記様式第5号）並びに同令第21条第1項及び第56条第1項に規定する都道府県内廃止届出書（府令別記様式第8号）を受理した場合において、次の各号に掲げる事項を調査し、所定の要件が具備されていると認めるときは、警備業認定台帳、警備業届出業者台帳又は機械警備業者台帳を整理しなければならない。

- (1) 警備業を廃止し、又は府内において警備業務を行わないこととなった場合、届出書は、府令第16条に規定する所定の事項を具備し、その内容は事実と相違ないか。
- (2) 府内における基地局を廃止した場合（基地局を廃止したが当該区域内において機械警備業務を行う場合を除く。）、その他府内において機械警備業務を行わないこととなった場合、届出書は、府令第57条に規定する所定の事項を具備し、その内容は事実と相違ないか。

2 署長は、警備業者が府内における警備業務の規模を順次縮小することにより、府令第14条の規定による警備業務を行うこととなった場合にあつては、前項に準じて処理しなければならない。

(変更届出書)

第18条 署長は、府令第17条第1項に規定する法第11条第1項変更届出書（府令別記様式第6号）、同令第21条第1項に規定する法第11条第3項変更届出書（府令別記様式第7号）、同令第32条第1項に規定する服装変更届出書・護身用具変更届出書（府令別記様式第11号）及び同令第56条第1項に規定する機械警備業務変更届出書（府令別記様式第19号）を受理した場合において、次の各号に掲げる事項を調査し、所定の要件が具備されていると認めるときは、警備業認定台帳、警備業届出業者台帳又は機械警備業者台帳を整理しなければならない。

- (1) 法第5条第1項各号に掲げる事項に変更があつた場合にあつては、届出書及び府令第19条に規定する書類は、所定の事項を具備し、その内容は事実と相違ないか。

- (2) 法第9条第3号の規定による事項に変更があつた場合にあつては、届出書及び府令第23条に規定する書類は、所定の事項を具備し、その内容は事実と相違ないか。
- (3) 法第16条第2項（法第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定による事項に変更があつた場合にあつては、届出書及び府令第32条第4項に規定する書類は、所定の事項を具備し、その内容は事実と相違ないか。
- (4) 法第40条の規定による事項に変更があつた場合にあつては、届出書及び府令第58条に規定する書類は、所定の事項を具備し、その内容は事実と相違ないか。
- (5) 法人の役員の異動に係る場合にあつては、法第3条第1号から第7号までに規定する警備業の要件に該当していないか。
- 2 署長は、前項第2号に規定する届出が主たる営業所を他の都道府県から府内に変更した場合であるときは、警備業届出業者台帳を警備業認定台帳に改めなければならない。

第3章の2 検定の手続

（検定の実施）

第19条 法第23条の規定による検定（以下「検定」という。）は、検定の種別ごとに毎年1回以上実施するものとする。

- 2 検定に係る学科試験及び実技試験の実施期日、場所並びに当該検定に係る警備業務の種別及び級、受検手続その他検定の実施に関し必要な事項は、京都府公報に登載して公示するものとする。

（検定申請書の受理）

第20条 署長は、検定規則第9条の規定による検定申請書（検定規則別記様式第1号）を受理したときは、次の各号に掲げる事項を確認し、警備業関係申請書等受理報告書（別記様式第15の2）に当該検定申請書及び添付書類を添えて、速やかに本部長に報告（生活安全企画課長経由。以下同じ。）しなければならない。

- (1) 検定申請書は、検定規則第9条第2項に規定する所轄警察署長を経由して提出されているか。
- (2) 検定申請書には、検定規則第9条第3項に規定する必要な書面が添付されているか。

（受検票の交付）

第21条 署長は、検定申請書を受理したときは、検定規則第10条に規定する受検票（検定規則別記様式第2号）を作成し、検定申請者に交付しなければならない。

（検定合格者審査申請書の受理）

第22条 署長は、検定規則附則第10条の規定による審査申請書（検定規則別記様式）を受理したときは、次の各号に掲げる事項を確認し、警備業関係申請書等受理報告書に当該審査申請書及び添付書類を添えて、速やかに本部長に報告しなければならない。

- (1) 審査申請者は、検定規則附則第7条第2項各号に規定する者に該当するものでないか。
- (2) 審査申請書は、検定規則附則第10条第1項に規定する所轄警察署長を経由して提出されているか。
- (3) 審査申請書には、検定規則附則第10条第2項及び第3項各号に規定する必要な書面が添付されているか。

（成績証明書の交付）

第23条 生活安全企画課長は、検定に合格した者及び検定合格者審査に合格した者に対し、成績

証明書（検定規則別記様式第3号）を作成し、交付しなければならない。ただし、検定規則第5条第2項の規定により検定に合格した者とみなされる者（以下「登録講習修了者」という。）については、成績証明書は交付しないものとする。

2 生活安全企画課長は、成績証明書を交付するときは、成績証明書交付台帳（別記様式第15の3）を作成し、検定申請書又は審査申請書を送付した署長に通知しなければならない。

3 署長は、前項の通知を受けたときは、成績証明書交付台帳を作成し、保管しなければならない。

（成績証明書の書換え）

第24条 署長は、検定規則第12条第1項の規定による成績証明書書換え申請書（検定規則別記様式第4号）を受理した場合において、申請の理由を調査し、事実と相違ないと認めるときは、成績証明書交付台帳を整理の上、新たに成績証明書を作成し、第7条第3項の規定に準じて処理しなければならない。

（成績証明書の再交付）

第25条 署長は、検定規則第12条第2項の規定による成績証明書再交付申請書（検定規則別記様式第5号）を受理した場合において、申請の理由を調査し、事実と相違ないと認めるときは、成績証明書交付台帳を整理の上、新たに成績証明書を作成し、第7条第3項の規定に準じて処理しなければならない。

2 署長は、前項の場合において、申請の理由が成績証明書の汚損又はき損によるときは、その成績証明書を提出させなければならない。

（合格証明書交付申請書の受理）

第26条 署長は、検定規則第14条の規定による合格証明書交付申請書（検定規則別記様式第7号）を受理したときは、次の各号に掲げる事項を調査し、合格証明書交付申請進達書（別記様式第15の4）に合格の適否についての意見を記載の上、当該進達書に合格証明書交付申請書及び添付書類を添えて、速やかに本部長に進達しなければならない。

(1) 合格証明書交付申請書及び検定規則第14条第3項各号に規定する書類は、所定の事項を具備し、その内容は事実と相違ないか。

(2) 合格証明書の交付を受けようとする者（以下「合格証明書交付申請者」という。）は、法第23条第5項において準用する法第22条第4項に該当する者でないか。

（合格証明書の交付）

第27条 生活安全企画課長は、合格証明書の交付の決定をしたときは、合格証明書交付台帳（別記様式第15の5）を作成するとともに、検定規則第13条に規定する合格証明書（検定規則別記様式第6号）を作成し、合格証明書交付申請を進達した署長に送付しなければならない。

2 生活安全企画課長は、合格証明書交付申請者が登録講習修了者で、調査の結果、合格証明書交付の決定をしたときは、前項に準じて処理しなければならない。

3 署長は、前2項の合格証明書の送付を受けたときは、合格証明書交付台帳を作成し、第7条第3項の規定に準じて処理しなければならない。

（合格証明書不交付通知書の交付）

第28条 生活安全企画課長は、合格証明書の不交付の決定があつたときは、合格証明書不交付通知書（別記様式第15の6）を作成し、合格証明書交付申請を進達した署長に送付しなければならない。

2 署長は、前項の合格証明書不交付通知書の送付を受けたときは、合格証明書交付申請書の写しにその旨を記載し、第7条第3項の規定に準じて処理しなければならない。

(合格証明書の書換え)

第29条 署長は、検定規則第15条第1項の規定による合格証明書書換え申請書(検定規則別記様式第8号)を受理したときは、申請の事由を調査し、事実と相違ないと認めるときは、生活安全企画課長に書換え後の合格証明書の作成と送付の依頼をする。

2 生活安全企画課長は、前項の規定による依頼を受けたときは、合格証明書交付台帳を整理の上、新たに合格証明書を作成して依頼した署長に送付しなければならない。

3 署長は、前項の合格証明書の送付を受けたときは、当該合格証明書裏面の備考欄に所要の書換え事項を記入し、公委公印規程に規定する記載事項確認用公印を押印するとともに、合格証明書交付台帳を整理し、第7条第3項の規定に準じて処理しなければならない。

(合格証明書の再交付)

第30条 署長は、検定規則第15条第3項の規定による合格証明書再交付申請書(検定規則別記様式第9号)を受理したときは、生活安全企画課長に合格証明書の作成と送付の依頼をする。

2 生活安全企画課長は、前項の規定による依頼を受けたときは、合格証明書交付台帳を整理の上、新たに合格証明書を作成して依頼した署長に送付しなければならない。

3 署長は、前項の合格証明書の送付を受けたときは、合格証明書交付台帳を整理し、第7条第3項の規定に準じて処理しなければならない。この場合において、申請の事由が検定合格証の汚損又は毀損であるときは、当該検定合格証を提出させなければならない。

(1級検定受検資格認定申請書の受理)

第31条 署長は、検定規則第8条第2号の規定による1級の検定の受検資格を有することの認定(以下「資格の認定」という。)を受けようとする者から、1級検定受検資格認定申請書(別記様式第15の7)を受理したときは、当該申請書の写し1通を作成するとともに、申請の事由を調査し、検定等申請進達書に資格の認定についての適否の意見を記載の上、当該進達書に1級検定受検資格認定申請書を添えて、速やかに、本部長に進達しなければならない。

2 生活安全企画課長は、資格の認定をしたときは、1級検定受検資格認定書(別記様式第15の8)を作成し、1級検定受検資格認定申請書を進達した署長に送付しなければならない。

3 署長は、前項の1級検定受検資格認定書の送付を受けたときは、第7条第3項の規定に準じて処理しなければならない。

(1級検定受検資格不認定通知書の交付)

第32条 生活安全企画課長は、資格の認定がなかつたときは、1級検定受検資格不認定通知書(別記様式第15の9)を作成し、1級検定受検資格認定申請書を進達した署長に送付しなければならない。

2 署長は、前項の1級検定受検資格不認定通知書の送付を受けたときは、第7条第3項の規定に準じて処理しなければならない。

第4章 警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の手続

(警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習)

第33条 生活安全企画課長は、講習等規則に基づき警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習を、原則として京都市内において、毎年必要と認められる回数を開催しなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、前項に規定する講習の日時、場所等を、警察署、交番、駐在所等に掲示して公示しなければならない。
- 3 署長は、講習等規則第4条第1項の規定による警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習等規則別記様式第1号）又は講習等規則第13条の規定による機械警備業務管理者講習受講申込書（講習等規則別記様式第1号）（以下「受講申込書」と総称する。）を受理したときは、次に掲げる事項を確認の上、当該受講申込書を、生活安全企画課長に講習開催日の1週間前までに到達するように送付しなければならない。
 - (1) 警備員指導教育責任者講習の申込人は、講習等規則第3条に規定する講習対象者に該当しているか。
 - (2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書には、講習等規則第4条第2項に規定する書面が添付されているか。
 - (3) 申込人の写真が提出されているか。
- 4 署長は、前項の受講申込書が講習開催日の1週間前までに到達することが困難であると認めるときは、生活安全企画課長に通報の上、申込人に受講申込書を講習場所に持参させなければならない。
- 5 生活安全企画課長は、講習等規則第7条第1項の規定により警備員指導教育責任者講習修了証明書（講習等規則別記様式第2号）又は講習等規則第12条第1項の規定により機械警備業務管理者講習修了証明書（講習等規則別記様式第5号）（以下「修了証明書」と総称する。）を交付するときは、講習修了証明書交付台帳（別記様式第16）に記載し、その旨を受講申込書を送付した署長に通知しなければならない。
- 6 署長は、前項の通知を受けたときは、受講申込書の写しの所定欄に必要事項を記入して保管しなければならない。

（現任指導教育責任者講習の通知）

第34条 生活安全企画課長は、現任指導教育責任者講習（法第22条第8項の規定による警備員の指導及び教育に関する講習をいう。）を行おうとするときは、講習等規則第10条の規定による通知を実施予定日の30日前までに、現任指導教育責任者講習通知書（講習等規則別記様式第4号）により、当該指導教育責任者の所属する警備業者に行わなければならない。

（修了証明書再交付申請書）

第35条 署長は、講習等規則第7条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書再交付申請書（講習等規則別記様式第3号）及び講習等規則第12条第2項に規定する機械警備業務管理者講習修了証明書再交付申請書（講習等規則別記様式第3号）を受理した場合において、申請の理由を調査し、事実と相違ないと認めるときは、生活安全企画課長に連絡し、修了証明書番号、受講年月日等の通知を受けた上、新たに修了証明書を作成し、第7条第3項の規定に準じて処理しなければならない。

- 2 署長は、前項に規定する場合において、申請の理由が修了証明書の汚損又はき損によるときは、その修了証明書を提出させなければならない。

第5章 警備員指導教育責任者資格者証及び機械警備業務管理者資格者証の交付手続

（資格者台帳の作成及び資格者証の交付）

第36条 署長は、府令第42条第1項に規定する警備員指導教育責任者資格者証交付申請書（府令別記様式第13号）を受理したときは警備員指導教育責任者資格者証交付申請進達書（別記様式

第17) に、府令第63条に規定する機械警備業務管理者資格者証交付申請書（府令別記様式第13号）を受理したときは機械警備業務管理者資格者証交付申請進達書（別記様式第17）にそれぞれ当該申請書及び添付書類を添えて、速やかに本部長に進達しなければならない。この場合、次の各号に掲げる事項を調査し、所定の要件が具備されているか確認しなければならない。

(1) 申請書及び府令第42条第3項各号（府令第63条第1項において準用する場合を含む。）に規定する書類は、所定の事項を具備し、その内容は事実と相違ないか。

(2) 法第22条第4項各号（法第42条第3項において準用する場合を含む。）に規定する欠格事由のいずれかに該当していないか。

2 生活安全企画課長は、資格者証の交付を認めるときは、資格者台帳（別記様式第18）を作成するとともに、府令第41条に規定する警備員指導教育責任者資格者証（府令別記様式第12号）又は府令第62条に規定する機械警備業務管理者資格者証（府令別記様式第20号）を作成し、当該申請を進達した署長に送付しなければならない。

3 署長は、前項の資格者証の送付を受けたときは、資格者台帳を作成し、第7条第3項の規定に準じて処理しなければならない。

（資格者証の書換え）

第37条 署長は、府令第43条第1項に規定する警備員指導教育責任者資格者証書換え申請書（府令別記様式第14号）又は府令第63条に規定する機械警備業務管理者資格者証書換え申請書（府令別記様式第14号）を受理した場合において、府令第43条第2項に規定する書類が添付されているかを確認するとともに、申請の理由を調査し、事実と相違ないと認めるときは、資格者台帳を整理の上、新たに資格者証を作成し、第7条第3項の規定に準じて処理しなければならない。

（資格者証の再交付）

第38条 署長は、府令第43条第3項に規定する警備員指導教育責任者資格者証再交付申請書（府令別記様式第15号）又は府令第63条に規定する機械警備業務管理者資格者証再交付申請書（府令別記様式第15号）を受理した場合において、申請の理由を調査し、事実と相違ないと認めるときは、資格者台帳を整理の上、新たに資格者証を作成し、第7条第3項の規定に準じて処理しなければならない。

2 署長は、前項の場合において、申請の理由が資格者証の汚損又はき損によるときは、その資格者証を提出させなければならない。

（警備員指導教育責任者の兼任）

第39条 署長は、警備員指導教育責任者兼任承認申請書（別記様式第19）を受理した場合において、次の各号に掲げる事項を調査し、所定の要件が具備されていると認めるときは、警備業関係申請書等受理報告書に当該申請書を添えて、本部長に報告しなければならない。この場合、兼任しようとする警備員指導教育責任者（以下「指導教育責任者」という。）が、既に他の営業所の指導教育責任者を兼任しているときは、その旨を併せて報告しなければならない。

(1) 専任の指導教育責任者が置かれている営業所に近接する営業所であるか。

(2) 兼任しようとする営業所の警備員数が5人以下であるか。

2 生活安全企画課長は、兼任の承認をしたときは、速やかに当該申請者に係る警備業認定台帳又は警備業届出業者台帳を整理の上、その旨を兼任の承認の申請を報告した署長に通知しなければならない。

- 3 生活安全企画課長は、兼任の承認がなかつたときは、警備業認定台帳又は警備業届出業者台帳の参考事項欄にその旨を記載の上、兼任の承認の申請を報告した署長に通知しなければならない。
- 4 署長は、兼任の承認又は不承認の通知を受けたときは、警備業認定台帳又は警備業届出業者台帳の参考事項欄及び当該申請書の写しにその旨を記載するとともに、申請者に通知しなければならない。

(機械警備業務管理者の兼任)

第39条の2 署長は、機械警備業務管理者兼任承認申請書(別記様式第19の7)を受理した場合において、次の各号に掲げる事項を調査し、所定の要件が具備されていると認めるときは、警備業関係申請書等受理報告書に当該申請書を添えて、本部長に報告しなければならない。この場合、兼任しようとする機械警備業務管理者が、既に他の基地局の機械警備業務管理者を兼任しているときは、その旨を併せて報告しなければならない。

- (1) 一の機械警備業者に係る二以上の基地局において、当該二以上の基地局に係る警備業務対象施設の数の合計数が五千以下であるか。
 - (2) 当該二以上の基地局を通じて1人の機械警備業務管理者を置くことにつきそれぞれの基地局における機械警備業務管理者の業務の適正な実施に支障がないものであるか。
- 2 生活安全企画課長は、兼任の承認をしたときは、速やかに当該申請者に係る機械警備業者台帳を整理の上、その旨を兼任の承認の申請を報告した署長に通知しなければならない。
 - 3 生活安全企画課長は、兼任の承認がなかつたときは、機械警備業者台帳の参考事項欄にその旨を記載の上、兼任の承認の申請を報告した署長に通知しなければならない。
 - 4 署長は、兼任の承認又は不承認の通知を受けたときは、機械警備業者台帳の参考事項欄及び当該申請書の写しにその旨を記載するとともに、申請者に通知しなければならない。

第6章 雑則

(月報)

第40条 署長は、第5条、第10条、第13条から第18条まで、第20条、第22条、第26条、第29条、第30条、第35条、第37条及び第38条の規定による処理をしたときは、その月分の処理件数を取りまとめて翌月の5日までに、警備業関係申請書等処理報告書(月報)(別記様式第19の2)に当該申請書又は届出書の写しを添えて、本部長に報告しなければならない。

(警備業認定台帳等の整理等)

第41条 生活安全企画課長は、前条の報告があつたときは、当該報告に係る警備業認定台帳、警備業届出業者台帳、機械警備業者台帳、成績証明書交付台帳、合格証明書交付台帳、講習修了証明書交付台帳又は資格者台帳を整理しなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、前条の報告のうち認定更新の申請に係る認定が、他の都道府県公安委員会(以下「他の公安委員会」という。)に係るものであるときは、当該他の公安委員会に属する警察本部の主管課にその旨を通報しなければならない。
- 3 生活安全企画課長は、第1項の報告のうち第14条の規定に係る報告である場合は、警備業届出業者台帳を作成しなければならない。この場合において、当該報告に係る内容が新たに営業所を設け、かつ、当該営業所を主たる営業所とするものであるときは警備業認定台帳を作成し、府内に営業所を設けないものであるときは、警備員の派遣先、人員及び期間を警備業届出業者台帳の参考事項欄に記載しなければならない。

4 生活安全企画課長は、第1項の報告のうち変更届出書の届出事項が法第11条第2項に該当するときは、当該変更届出書の写しを変更の届出に係る他の公安委員会に送付しなければならない。

5 生活安全企画課長は、他の公安委員会から変更届出書の写しの送付を受けたときは、警備業届出業者台帳又は機械警備業者台帳を整理するとともに、当該変更届出書の写しを変更の届出に係る署長に送付しなければならない。この場合において、送付を受けた署長は、警備業届出業者台帳又は機械警備業者台帳を整理しなければならない。

(指定申請書の受理)

第42条 規程第1条第4号の規定による基本教育を行うについて十分な能力を有する者の指定及び規程第2条第5号の規定による業務別教育を行うについて十分な能力を有する者の指定の申請は、指定を受けようとする者に、生活安全企画課長に指定申請書(別記様式第19の3)を提出させることにより行うものとする。

2 生活安全企画課長は、前項の規定により指定申請書を受理したときは、次に掲げる事項を調査し、所定の要件が具備されていると認めるときは、当該指定上申書に指定申請書及びその添付書類を添えて、速やかに本部長に上申しなければならない。

(1) 指定申請書には、次の事項が記載され、その内容は事実と相違ないか。

ア 申請者の氏名及び住所

イ 指定を申請する旨

ウ 申請者が行う警備員教育の内容及び申請者が当該警備員教育を行うについて十分な能力を有する者に該当する理由

(2) 指定申請書には、規程第1条第4号又は第3条第5号に掲げる者に該当することを証明する書面が添付され、その内容は事実と相違ないか。

(指定書の交付)

第43条 生活安全企画課長は、指定の決定があつたときは、指定書(別記様式第19の4)を作成し、申請者に通知の上、速やかに交付しなければならない。

2 生活安全企画課長は、前項の規定により指定書を交付するときは、指定書等交付簿(別記様式第19の5)に必要事項を記載し、申請者に署名等を求めなければならない。

(不指定通知書の交付)

第44条 生活安全企画課長は、不指定の決定があつたときは、不指定通知書(別記様式第19の6)を作成し、申請者に通知の上、速やかに交付しなければならない。

2 前条第2項の規定は、不指定通知書の交付について準用する。

(警備業務対象施設に関する承認)

第45条 署長は、機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則(昭和58年京都府公安委員会規則第2号)第2条の規定による警備業務対象施設に関する特例承認申請書(別記様式第20)を受理した場合において、申請書の写し1通を作成するとともに、次の各号に掲げる事項を調査し、事実と相違ないと認めるときは、警備業関係申請書等受理報告書に当該申請書の写し及び添付書類を添えて、本部長に報告しなければならない。

(1) 当該警備業務対象施設がへき地等に所在するものであるか。

(2) 基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に、その事実を確認するための必要な措置を講じることができるものであるか。

2 生活安全企画課長は、承認をしたとき又は不承認があつたときは、第39条第2項及び第3項の規定に準じて処理しなければならない。この場合において、「警備業認定台帳又は警備業届出業者台帳」とあるのは、「機械警備業者台帳」と読み替えるものとする。

3 署長は、前項の通知を受けたときは、第39条第4項の規定に準じて処理しなければならない。この場合において、「警備業認定台帳又は警備業届出業者台帳」とあるのは、「機械警備業者台帳」と読み替えるものとする。

(管区海上保安本部長に対する通知)

第46条 生活安全企画課長は、認定又は認定の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請に係る警備業務が海上においても行われることがあるときは、遅滞なく第八管区海上保安本部長(舞鶴海上保安部)に当該申請書の写しを添えて、通知しなければならない。

2 生活安全企画課長は、法第9条、第11条第1項(法第16条第3項及び第17条第2項において準用する場合を含む。)、第12条第2項又は第16条第2項(法第17条第2項において準用する場合を含む。)に規定する届出があつた場合において、当該届出に係る警備業務が海上においても行われることがあるときは、前項に準じて処理しなければならない。

3 生活安全企画課長は、法第12条第1項に規定する死亡等の届出があつた場合において、当該認定に係る警備業務が海上においても行われるものであつたときは、第1項に準じて処理しなければならない。

第47条 削除

(立入検査等)

第48条 生活安全企画課長又は署長は、法第46条の規定により、報告又は資料の提出を求めるときは、資料等提出要求書(別記様式第22)により行わなければならない。

2 生活安全企画課長又は署長は、年1回以上定期的に所属警察職員に、法第47条の規定により、立入検査を行わせなければならない。

3 立入検査を行う警察職員は、立入りにあつては身分証明書(府令別記様式第22号)を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 生活安全企画課長又は署長は、前項のほか、次の場合には、所属警察職員に立入検査を行わせなければならない。

(1) 新たに警備業が開始され、又は新たに営業所、基地局若しくは待機所が設置されたとき。

(2) 警備業務に関連した事案、事故が発生したとき。

(3) その他適正な警備業務の実施のために特に必要があると認めるとき。

5 警察職員は、第2項又は第4項の規定による立入検査を実施したときは、速やかに、その結果を所属長に報告しなければならない。

(行政処分の上申)

第49条 署長は、法第8条の規定による認定の取消し、法第48条の規定による指示、法第49条の規定による営業の停止及び廃止を命ずる措置又は法第22条第7項の警備員指導教育責任者資格者証の返納命令、法第42条第3項の機械警備業務管理者資格者証の返納命令及び法第23条第5項の合格証明書の返納命令の措置を必要とするときは、警備業者等行政処分上申書(別記様式第23)により、行政処分を必要とする疎明資料、情状意見等を添えて、本部長に上申(生活安全企画課長経由)しなければならない。

(処分通知)

第50条 生活安全企画課長は、法第8条の規定による認定の取消し又は法第49条第1項の規定による営業の停止の決定があつたときはその旨を警備業認定台帳、警備業届出業者台帳又は機械警備業者台帳（以下「警備業認定台帳等」という。）に朱書し処分決定通知書（別記様式第24）を、法第22条第7項の警備員指導教育責任者資格者証の返納命令、法第42条第3項の機械警備業務管理者資格者証の返納命令又は法第23条第5項の合格証明書の返納命令の決定があつたときはその旨を資格者台帳又は合格証明書交付台帳に朱書し資格者証の返納命令書（別記様式第25）又は合格証明書の返納命令書（別記様式第26）を、法第49条第2項の規定による営業の廃止を命じる決定があつたときはその旨を警備業認定台帳等に朱書し営業廃止命令書（別記様式第27）を、それぞれ被処分者の営業所の所在地を管轄する署長又は被処分者の資格者証を交付した署長に交付するものとする。

2 前項の規定により処分決定通知書、資格者証の返納命令書、合格証明書の返納命令書又は営業廃止命令書の送付を受けた署長は、被処分者に対し、当該処分決定通知書、資格者証の返納命令書、合格証明書の返納命令書又は営業廃止命令書により通知し、又は命令の上、受領書を徴するものとする。

第51条 削除

（照会）

第52条 署長は、第5条第1項、第10条第1項、第14条、第16条、第18条第1項、第26条及び第36条第1項の規定により申請書又は届出書を受理した場合において、必要があるときは、関係行政機関に照会等するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、昭和58年7月1日から施行する。

様式第1（第3条関係）

警備業認定申請書受理番号簿

受理番号	受理年月日 (警察署名)	申請者の氏名又は名称	備考
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		

様式第2（第3条関係）

警備業関係申請（届出）書受理番号簿

認定 受理 番号	認定 受理 年月日	警備業者の 氏名又は名称	申請（届出）書の受理内容		
			申請書関係	服装、護身用具の 届出及び変更届	変更届及び廃止届
	. . 署名 コード番号				
	. . 署名 コード番号				
	. . 署名 コード番号				
	. . 署名 コード番号				
	. . 署名 コード番号				

様式第3 (第3条関係)

警備業関係資格者証交付申請書受理番号簿

受理番号	受理年月日 (警察署名)	申請者の氏名	備考
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		

様式第5（第3条関係）

機械警備業関係届出書受理番号簿

受理番号	受理年月日	警備業者の氏名又は名称 (基地局の名称)	変更届出書等の受理内容	備 考
A ()	. . 署名 コード番号	()		
A ()	. . 署名 コード番号	()		
A ()	. . 署名 コード番号	()		
A ()	. . 署名 コード番号	()		
A ()	. . 署名 コード番号	()		

様式第6（第3条関係）

警備業関係講習受講申込書受理番号簿

受理番号	受理年月日 (警察署名)	申請者の氏名	備考
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		

様式第7（第3条関係）

警備業関係講習修了証明書再交付申請書受理番号簿

修了証明書 番 号	交付年月日	講習修了者の氏名	申 請 書 受 理 内 容	備 考
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			

様式第7の2（第3条関係）

検定申請書受理番号簿

受理番号	受理年月日 (警察署名)	申請者の氏名又は名称	備考
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		

様式第7の5（第3条関係）

合格証明書交付申請書受理番号簿

受理番号	受理年月日 (警察署名)	申請者の氏名	備考
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		

様式第7の7（第3条関係）

審査申請書受理番号簿

受理番号	受理年月日 (警察署名)	申請者の氏名	備考
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		
—	. . ()		

様式第8（第5条、第10条関係）

年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿 （生活安全企画課長）	第 号 年 月 日 京都府 警察署長
認 定 申 請 進 達 書 認 定 更 新	

申請者 （法人にあつては、その代表者）	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
主たる営業所	所在地	
	名称	
署長の意見		
申請書及び添付書類の記載事項と事実との関係		
法第3条に規定する警備業の要件のうち、第1号から第8号までに掲げる欠格事由に関する事項 （法人役員については、法第3条第10号に規定する事項）		

法第3条第9号に規定する警備員指導教育責任者の選任に関する事項	
法第13条に規定する名義貸しの禁止に関する事項	
営業しようとする警備業務の種類 (認定申請の場合のみ)	
申請者(代表者)の警備業又は警備員の経験の有無 (認定申請の場合のみ)	有 (具体的内容) 無
府令第8条に規定する認定の有効期間の更新期日に関する事項 (更新申請の場合のみ)	
認定した公安委員会の名称及び認定番号 (更新申請の場合のみ)	公安委員会 認定番号 第 号
協会加入の有無	有 名称 無
参 考 事 項	

様式第9 (第6条、第10条—第13条、第15条、第17条、第18条、第39条、第41条、第50条
関係)

警 備 業 認 定 台 帳

				索引				
認定番号				認定年月日		警 察 署 名		
主 た る 営 業 所	名 称							
	所 在 地		TEL ()					
	営 業 者 (代表者)	氏 名	年 月 日生					
		住 所						
	取り扱う警 備業の区分 及び種別	1号		2号		3号		4号
		1 住宅に係る機械警備業務 4 施設警備業務 2 1以外の機械警備業務 5 その他 3 空港保安警備		1 雑踏警備業務 2 交通誘導警備業務 3 その他		1 現金運搬警備業務 4 その他 2 1以外の貴重品運搬警備業務 3 核燃料物質等危険物運搬警備業務		
	警 備 員 指 導 教 育 責 任 者	1号	氏 名	年 月 日生				
			住 所					
			資格者証	番号 (公安委員会)				
		2号	氏 名	年 月 日生				
住 所								
資格者証			番号 (公安委員会)					
3号		氏 名	年 月 日生					
		住 所						
		資格者証	番号 (公安委員会)					
4号		氏 名	年 月 日生					
		住 所						
		資格者証	番号 (公安委員会)					
認定の更新年月日 (回数)				(1) 年 月 日		(4) 年 月 日		
				(2) 年 月 日		(5) 年 月 日		
				(3) 年 月 日		(6) 年 月 日		

様式第 11 (第 7 条、第 12 条関係)

京都府公安委員会指令第 号

住所

氏名又は名称 殿

不 認 定
処 分 通 知 書
認 定 不 更 新

年 月 日付け申請のあつた 認 定 申 請 は、 下 記
認 定 更 新

の理由により警備業法第 3 条第 号に掲げる警備業の要件に該当し、

認 定 できないから通知する。

認定の有効期間の更新

年 月 日

京都府公安委員会 印

記

理由

申請人は、

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第 12 削除

様式第 13 削除

様式第 14 (第 13 条—第 15 条、第 17 条、第 18 条、第 39 条、第 41 条、第 50 条関係)

警 備 業 届 出 業 者 台 帳

				索 引		
受 理 番 号		—	受 理 年 月 日	・	・	
				警 署	察 名	
届 出 に 係 る 営 業 所 関 係	名 称					
	所 在 地		TEL ()			
	営業所等の 代表者名等		氏 名	年 月 日生		
			住 所			
	取り扱う警 備業の区分 及び種別		1 号		2 号	3 号
			1 住宅に係る機械警備業務 4 施設警備業務		1 雑踏警備業務	1 現金運搬警備業務 4 その他
			2 1以外の機械警備業務 5 その他		2 交通誘導警備業務	2 1以外の貴重品運搬警備業務
			3 空港保安警備		3 その他	3 核燃料物質等危険物運搬警備業務
	警備員指導 教育責任者		1 号		氏 名	年 月 日生
					住 所	
資格者証					番号 (公安委員会)	
2 号			氏 名	年 月 日生		
			住 所			
			資格者証	番号 (公安委員会)		
3 号			氏 名	年 月 日生		
			住 所			
			資格者証	番号 (公安委員会)		
4 号			氏 名	年 月 日生		
			住 所			
			資格者証	番号 (公安委員会)		
主 たる 営 業 所	名 称					
	所 在 地					
	営 業 者 (代表者)		年 月 日生			
	認 定		番号 (公安委員会)			

様式第 15 (第 16 条—第 18 条、第 39 条の 2、第 41 条、第 45 条、第 50 条関係)

機 械 警 備 業 者 台 帳

				索引	
受 理 番 号	—	受理年月日	・	警 署	察 名
警備業者の名称					
主たる 営業所	名 称				
	所 在 地				
	営 業 者 (代表者)	氏 名	年 月 日 生		
		住 所			
	認 定	番号 (公安委員会)			
府下における基地局設置の有無及びその数			有	無	局
基地局	名 称	所 在 地		機械警備業務管理者の氏名	
待 機 所	名 称	所 在 地		対象施設の所在する市区町村名	
基地局	名 称	所 在 地		機械警備業務管理者の氏名	
待 機 所	名 称	所 在 地		対象施設の所在する市区町村名	

様式 15 の 2 (第 20 条、第 22 条、第 39 条、第 45 条関係)

年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿
(生活安全企画課長)

第 号
年 月 日
京都府 警察署長

警備業関係申請 (届出) 書受理報告書

申請 (届出) 者

上記の者から 申請 (届出) 書を受理したから、下記の関係書類を添付の上、報告する。

なお、申請 (届出) 書記載事項、添付書類の内容等につき調査した結果、それぞれ法定の要件を具備していると認められる。

記

報告に係る申請 (届出) 書	受 理 年 月 日 受 理 番 号	備考 (申請者等)
	・ ・	
	—	
	・ ・	
	—	
	・ ・	
	—	
	・ ・	
	—	
	・ ・	
	—	
	・ ・	
	—	
	・ ・	
	—	
	・ ・	
	—	
	・ ・	
	—	
参考事項		

年 月 日 廃棄

京都府警察本部長 殿
(生活安全企画課長)

第 号
年 月 日
京都府 警察署長

合格証明書交付申請進達書

申請者 住所

氏名

年 月 日生

みだしのことについて、上記の者から合格証明書（ 警備業務 級）の
交付申請があり、調査した結果、次のとおりであつたので進達する。

署 長 の 意 見	
申請書及び添付書類の 記載事項と事実との関 係	
法第 23 条第 5 項で準用 される法第 22 条第 4 項 に掲げる欠格事由に関 する事項	
参 考 事 項	

様式第15の5（第27条、第29条、第30条、第41条、第50条関係）

合格証明書交付台帳

				索引	
警備業務の種別 及び級				(級)	警察署名
合格証明書	交付年月日	年 月 日	合格証明書 番号	第	号
合格者	本籍 住所 氏名	年 月 日生			
講習会修了者、直接検定受検者又は旧検定 合格者（試験免除者、試験合格者）の別					
講習会修了証明書	交付年月日	年 月 日	番 号	第 号	
	受講年月日	年 月 日から		年 月 日まで	
	発 行 者				
成績証明書	交付年月日	年 月 日	番号(公安委員会)	第 号 ()	
異 動 事 項					
受 理 年 月 日	受 理 番 号	内 容			
	—				
	—				
	—				
	—				
	—				
	—				
参 考 事 項					

様式第 15 の 6 (第 28 条関係)

京都府公安委員会指令第 号

合格証明書不交付通知書

住 所

氏 名 殿

年 月 日付けの合格証明書交付申請については、警備業法第 23 条第 5 項において準用する第 22 条第 4 項の規定により、合格証明書を交付しないこととしたので通知する。

記

理 由

年 月 日

京都府公安委員会 印

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

京都府公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

生年月日

1 級 検 定 受 検 資 格 認 定 申 請 書

警備員等の検定等に関する規則第8条第2号に規定する1級の検定（ ）の受検資格
を有することの認定を受けたいので、下記のとおり必要書類を添えて申請します。

記

様式第 15 の 8 (第 31 条関係)

京都府公安委員会指令第 号

1 級 検 定 受 検 資 格 認 定 書

住 所

氏 名 殿

警備員等の検定等に関する規則第 8 条第 2 号に規定する 1 級の検定 () の受検資格
を有する者であることを認定する。

年 月 日

京 都 府 公 安 委 員 会 印

京都府公安委員会指令第 号

1 級 検 定 受 検 資 格 不 認 定 通 知 書

住 所

氏 名 殿

年 月 日付けの 1 級検定受検資格認定の申請については、下記の理由により 1 級の検定 () の受検資格を有する者とは認定しないので通知する。

記

理 由

年 月 日

京 都 府 公 安 委 員 会 印

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます (なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 箇月以内に、京都府を被告として (訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。) 京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁決のあつた日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第 17 (第 36 条関係)

年 月末日廃棄

京都府警察本部長 殿 (生活安全企画課長)		第 号 年 月 日 京都府 警察署長
警備員指導教育責任者 資格者証交付申請進達書 機械警備業務管理者		
申請者	本籍	
	住所	
	氏名	年 月 日生
資格者証の種別		
講習修了者又は同等以上の者の別		
署長の意見		
申請書及び添付書類の記載事項と事実との関係		
法第22条第4項（第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定に掲げる欠格事由に関する事項		
参考事項		

様式第 18 (第 36 条—第 38 条、第 41 条、第 50 条関係)

資 格 者 台 帳

			索引	
資格者証	種 別	(号)		警察署名
	交付年月日 及び番号	年 月 日交付 (番号)		
資 格 者	本 籍			
	住 所			
	氏 名	年 月 日生		
講習修了者又は同等以上 の 者 の 別				
講習修了 証 明 書	番 号	(公安委員会)		
	受講年月日	年 月 日から 年 月 日まで		
	発 行 者			
異 動 事 項				
受 理 年 月 日		受 理 番 号	内 容	
参 考 事 項				

様式第 19 (第 39 条関係)

警備員指導教育責任者兼任承認申請書

警備業法施行規則第 39 条第 3 項に規定する警備員指導教育責任者の兼任の承認を受けたいので申請します。

京都府公安委員会 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称及び住所

兼任しようとする警備員指導教育責任者	氏 名	年 月 日生	
	住 所		
	資格者証	番号 (公安委員会)	
専任営業所	名 称		
	所 在 地		
兼任しようとする営業所	名 称		
	所 在 地		
	専任営業所との距離及び所要時間		
兼任しようとする理由			
備 考			

様式 19 の 2 (第 5 条、第 10 条、第 13 条—第 18 条、第 20 条、第 22 条、第 26 条、第 29 条、第 30 条、第 33 条、第 35 条、第 37 条、第 38 条、第 40 条関係)

年 月末日廃棄

警備業関係申請書等処理報告書 (月報)

京都府警察本部長 殿 (生活安全企画課長)		第 号 年 月 日 京都府 警察署長
<p>警備業関係申請 (届出) の処理について (報告)</p> <p>年 月の申請 (届出) 処理件数については、下記のとおりであったから申請 (届出) 書の写しを添付して報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
申 請 (届 出) の 種 別	処 理 件 数	
認定申請書	件	
認定更新申請書	件	
法第 12 条関係届出書	件	
警備業廃止届出書	件	
営業所設置等届出書	件	
都道府県内廃止届出書	件	
服装届出書	件	
護身用具届出書	件	
機械警備業務開始届出書	件	
変更届出関係	法第 11 条第 1 項変更届出書	件
	法第 11 条第 3 項変更届出書	件
	服装変更届出書	件
	護身用具変更届出書	件
	機械警備業務変更届出書	件

(裏)

申請（届出）の種別		処理件数
指導教育責任者・ 機械警備業務管理 者資格者証関係	資格者証交付申請書	件
	講習受講申込書	件
	資格者証書換え申請書	件
	資格者証再交付申請書	件
	講習修了証明書再交付申請書	件
検定関係	合格証明書交付申請書	件
	審査申請書	件
	検定申請書	件
	合格証明書書換え申請書	件
	合格証明書再交付申請書	件
		件
		件

様式第 19 の 3 (第 42 条関係)

京都府公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

年 月 日生

指 定 申 請 書

警備員教育を行う者等を定める規程の

- 1 第 1 条第 4 号に規定する基本教育を行える者として
- 2 第 3 条第 5 号に規定する業務別教育を行える者として

指定を受けたいので、下記のとおり必要書類を添えて申請します。

記

様式第 19 の 4 (第 43 条関係)

京都府公安委員会指令第 号

指 定 書

住 所

氏 名 殿

警備員教育を行う者等を定める規程 (平成 8 年国家公安委員会告示第 21 号)

第 1 条第 4 号の基本教育

第 3 条第 5 号の業務別教育

を
行うについて十分な能力を有する者として指定
します。

教育を行うことができる内容

有効期間

年 月 日

京都府公安委員会 印

注 不要の文字は、横線で消すこと。

様式第 19 の 6 (第 44 条関係)

京都府公安委員会指令第 号

不 指 定 通 知 書

住 所

氏 名 殿

警備員教育を行う者等を定める規程（平成 8 年国家公安委員会告示第 21 号）
第 1 条第 4 号の基本教育
第 3 条第 5 号の業務別教育
を行うについて十分な能力を有する者としての指
定の申請については、下記の理由により指定しないので通知します。

記

理 由

年 月 日

京都府公安委員会 印

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

注 不要の文字は、横線で消すこと。

様式第 19 の 7 (第 39 条の 2 関係)

機械警備業務管理者兼任承認申請書

警備業法施行規則第 60 条に規定する機械警備業務管理者の兼任の承認を受けたいので申請します。

京都府公安委員会 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称及び住所

兼任しようとする機械警備業務管理者	氏 名	年 月 日生	
	住 所		
	資格者証	番号 (公安委員会)	
選任している基地局	名 称		
	所 在 地		
	機械警備業務対象施設数		
兼任しようとする基地局	名 称		
	所 在 地		
	機械警備業務対象施設数		
兼任しようとする理由			
備 考			

様式第 20 (第 45 条関係)

警備業務対象施設に関する特例承認申請書

機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則第 2 条に規定する警備業務対象施設の特例の承認を受けたいので申請します。

京都府公安委員会 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称		年 月 日生			
主たる 営業所	名称				
	所在地				
	認定	番号 (公安委員会)			
機械警備業務開始届 年月日及び受理番号		年 月 日 (番号)			
承認を受け ようとする 警備業務 対象施設	名称				
	所在地				
	基地局	名称		所在地	
	待機所	名称		所在地	
承認を受けようとする理由及び即応体制に関する具体的措置					

様式第 21 削除

様式第 22 (第 48 条関係)

京公委第 号

年 月 日

殿

京都府公安委員会 印

資料等提出要求書

警備業法第 46 条の規定により、次の事項について、 年
月 日までに資料の提出（報告）をするように要求します。

提出（報告）すべき事項

様式第 23 (第 49 条関係)

年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿
(生活安全企画課長)

第 号
年 月 日

京都府 警察署長

警備業者等行政処分上申書

被 処 分 者	主 営 業 所	名 称			
		所 在 地			
		営 業 者 (代表者)	年 月 日生		
		認 定 日 年 月 日	・	・	認 定 号 第 号
	届 出 業 所	名 称			
		所 在 地			
		受 理 日 年 月 日	・	・	受 理 号 -
	警 備 員 指 導 教 育 責 任 者 又 は 機 械 者 警 備 業 務 管 理 者	氏 名	年 月 日生		
		住 所			
	処 分 に 係 る 者	氏 名	年 月 日生		
		種 別			
		交 付 日 年 月 日		資 格 者 証 等 番 号	
処分を必要とする事案の具体的内容					

様式第 24 (第 50 条関係)

京都府公安委員会達第 号	
処 分 決 定 通 知 書	
年 月 日	
住所	
殿	
京都府公安委員会 印	
次の理由により、あなたの警備業務に係る 認定を取消し 営業を 年 月 日から 年 月 日まで 日間停止することを決定したので通知します。 なお、この処分の効力の発生は、本書到達の日の翌日からとします。	
当該処分の対象 となる営業所等	
理 由	
(教示) 1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。) 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)	

切
取
り
線

受 領 書	
年 月 日付け京都府公安委員会達第 号の 処分決定通知書を確かに受け取りました。	
年 月 日	
京都府公安委員会 殿	
受取人住所 氏名	

様式第 25 (第 50 条関係)

京都府公安委員会達第 号 資格者証の返納命令書 年 月 日			
住所 殿 京都府公安委員会 印			
次の理由により、あなたの所持する資格者証の返納を命じます。 なお、この処分の効力の発生は、本書到達の日の翌日からとします。			
資格者証	種別		
	番号	交付 年月日	年 月 日
理 由			
(教示) 1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。) 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、判決のあつた日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。			

切
取
り
線

受 領 書 年 月 日付け京都府公安委員会達第 号の 資格者証の返納命令書を確かに受け取りました。 年 月 日 京都府公安委員会 殿 受取人住所 氏名

様式第 26 (第 50 条関係)

京都府公安委員会達第 号 合格証明書の返納命令書			
住所		年 月 日	
殿 京都府公安委員会 印			
次の理由により、あなたの所持する合格証明書の返納を命じます。 なお、この処分の効力の発生は、本書到達の日の翌日からとします。			
合格証明書	種別		
	番号	交付 年月日	年 月 日
理 由			
(教示) 1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。) 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、判決のあつた日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。			

切
取
り
線

受 領 書	
年 月 日付け京都府公安委員会達第 号の 合格証明書の返納命令書を確かに受け取りました。	
年 月 日	
京都府公安委員会 殿	
受取人住所 氏名	

様式第 27 (第 50 条関係)

京都府公安委員会達第 号 営業廃止命令書 年月日	
住所 殿 京都府公安委員会 印	
次の理由により、あなたの警備業務に係る営業の廃止を命じます。 なお、この処分の効力の発生は、本書到達の日の翌日からとします。	
理 由	
(教示) 1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。) 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、判決のあつた日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)	

切
取
り
線

受 領 書	
年月日付け京都府公安委員会達第 号の 営業廃止命令書を確かに受け取りました。	
年月日	
京都府公安委員会 殿	
受取人住所 氏名	